国保だより

特定健診結果①

平成22年度の特定健診受診率は35・5%でした！

特定健診とは、生活習慣病のもとである肥満・高血糖・高血圧を早期に発見し、生活習慣を改善していくことを目的とし、平成20年度から始まりました。平成21年度の受診率は、35・1%でしたが、平成22年度は35・5%と微増しています。

◆問い合わせ先　市民保険課 保険班　☎53・3115

年齢別受診率

平成２１年度の受診率においては、働き盛りの４０・５０歳代の受診率が低かったため、平成２２年度は重点的に、働き盛りの方を対象に受診勧奨を実施しました。

年齢別受診率を前年度と比較してみると、４０歳～５９歳では、受診率が増加しています。

しかし、６０歳～６４歳の年齢層が減少した結果となっています。

減少した要因の１つとして、隔年受診が考えられます。平成２１年度に受診した方で平成２２年度に受診しなかった方が約４００人いました。健康診断は、毎年受診することに意義があります。「昨年受診したから大丈夫」ではなく、異常なしの判定値にも最小値～最高値があります。ご自身の値が今、どの位置にあるのかご存じですか？正常範囲のぎりぎりの位置にあるのか、または昨年と比較して位置が最高値側に寄っていないか、毎年確認することが大切です。

グラフ）年齢別受診率
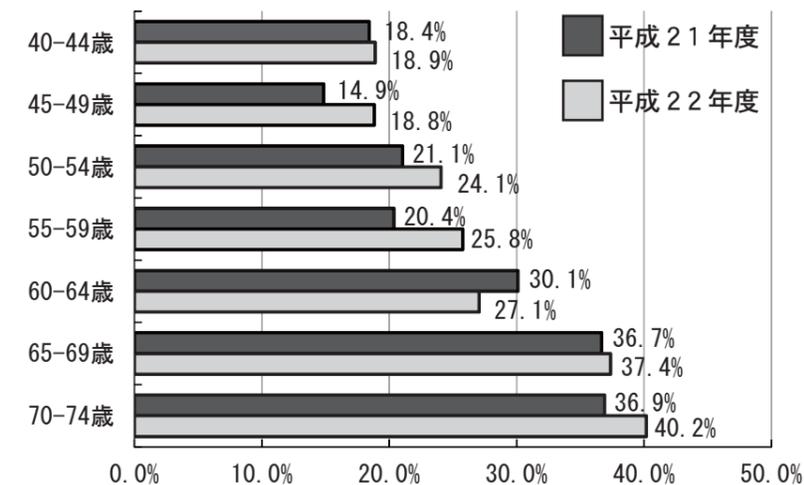
特定健診の認知度

平成２２年度に４０歳～５９歳の方を対象にアンケート調査を実施しました。対象者は、１，３３２名で回収率は３２．４％でした。

アンケート結果から、特定健診の認知度が約６割にとどまっていることが分かりました。

本年度は特定健診の周知啓発を強化しています。ご希望がありましたら各地区等で健診について説明をいたしますので、お気軽にお問い合わせください。

グラフ）特定健診の認知度（地域別）
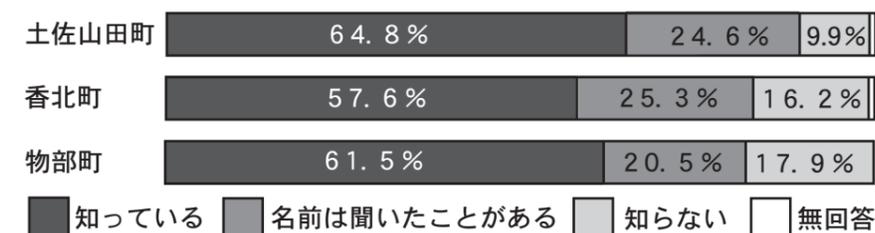
全　体	約６割が“知っている”
性　別	男性よりも女性の方が認知度が高い（約７割）
年齢別	４０～４４歳の認知度が他の年齢よりも低い（約４割）
地域別	香北町の認知度が他の地域よりも低い（６割未満）

家族の健康のため、また地域の健康づくりの第一歩に、特定健診を受けましょう！

高齢者の方へ

インフルエンザ予防接種のお知らせ

10月１日からインフルエンザの定期予防接種（以下、「接種」）を実施します。

対象者

香美市に住民登録があり、接種日当日①**65歳以上の方**または②**60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器の機能障害およびヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により、日常生活が極度に制限される障害を有する方**

実施期間　**12月31日（土）まで**
※医療機関の休診日は除く

場　所　**県内委託医療機関**

申込方法

事前に医療機関に接種日等をご確認の上、健康保険証・身体障害者手帳等・対象者であることが確認できるものを持参し、接種を申し出てください。

接種料金（自己負担金）　**1,000円**

公費負担で接種できるのは、１回だけです。

生活保護受給者の方（対象者①②の要件に該当する方のみ）は、免除証明書を持参すれば自己負担が免除になります。

対象の方は申請してください。

【免除証明書の申請先】

福祉事務所 保護班　☎５３−１０６４
香北支所地域振興課 市民生活班　☎５２−９２８５
物部支所地域振興課 市民生活班　☎５２−９２８８

【接種に関する問い合わせ先】

健康介護支援課 保健推進班　☎５２−９２８１

◆接種注意事項

（１）接種を受けるにあたって

①接種は義務ではなく、あくまで本人が希望する場合にのみ行うものです。

②気になることや分からないことがあれば、接種前に医療機関に相談して接種を受けるかどうか判断しましょう。

（２）接種の有効性

①高齢者の発病防止や特に重症化防止に有効であることが確認されています。

②効果（ウイルスに対する抵抗力）は、接種後、約２週間から約５カ月間の間は持続するとされています。

（３）接種できない人

①接種当日、明らかに発熱のある方（一般的に、体温が３７．５℃以上の場合を指します。）

②重い急性疾患にかかっていることが明らかな方（急性の病気で薬を飲む必要があるような方は、その後病気の変化が分からなくなる可能性もあるので、その日は見合わせてください。）

③接種に含まれる成分によって、アナフィラキシー※を起こしたことのあることが明らかな方。

④過去に接種後、２日以内にじんましん・発熱・発疹（ほっしん）などのアレルギーを思わす異常がみられた方。

※アナフィラキシーとは、通常接種後約３０分以内に起こるひどいアレルギー反応です。発汗、顔が急にはれる、全身にひどいじんましんが出る、吐き気、嘔吐（おうと）、声が出にくい、息が苦しいなどの症状に続き、血圧が下がっていく激しい全身反応です。

（４）副反応

まれに副反応が起こることがあります。接種後に、接種した部位の痛み・熱・ひどい腫（は）れ・じんましん・繰り返す嘔吐・顔色の悪さ・低血圧・高熱などの症状が現れた場合は、接種医療機関等の診察を受けてください。

（５）接種による健康被害救済制度について

予防接種法に定める定期の予防接種によって、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害を生じ、当該接種と因果関係があることを厚生労働大臣が認定した場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。